

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課・振興課・老人保健課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について

計47枚（本紙を除く）

Vol.440

平成27年3月31日

厚生労働省老健局

介護保険計画課・振興課・老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111

(内線 2164・3937・3949)

FAX : 03-3503-2167

老発0331第11号
平成27年3月31日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号。以下「整備政令」という。）」、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号。以下「整備省令」という。）」及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（平成27年厚生労働省告示第195号。以下「整備告示」という。）」等が本日公布され、介護保険制度関係は、平成27年4月1日（一部の規定は平成27年8月1日）から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。なお、各改正事項の内容の詳細については、別途通知する予定である。

また、平成27年4月1日施行の改正事項のうち、平成27年度予算成立が前提になるもの（低所得者の保険料軽減強化、地域支援事業費の上限の見直し）については、追って平成27年度予算成立後に政省令を公布する予定である。

記

第1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に

関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正のうち平成 27 年 4 月施行分及び 8 月施行分について、関係法令の規定の整備等を行うこととした。

第 2 整備政令の内容

1 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正

- (1) 居宅介護サービス費等の給付割合が 80/100 となる第一号被保険者に係る所得の基準を定めること。（第 22 条の 2 及び第 29 条の 2 関係）
- (2) 自己負担限度額が 44,400 円となる要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る所得の基準を定めること。（第 22 条の 2 の 2 及び第 29 条の 2 の 2 関係）
- (3) 違反した場合に介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所に係る指定の取消し等の要件となる国民の保健医療又は福祉に関する法律を定めること。（第 35 条の 5 関係）
- (4) 住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が住所地特例適用被保険者に対して行う地域支援事業に要する費用について、保険者市町村による費用の負担方法を定めること。（第 37 条の 16 関係）

2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）の一部改正 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の 5/100 に相当する交付金の額の算定方法を定めること。（第 1 条の 3 第 2 項関係）

3 施行期日

この政令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、1 の (1) 及び (2) に掲げる事項は、平成 27 年 8 月 1 日から施行すること。（附則第 1 条関係）

4 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

第 3 整備省令の内容

1 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正

- (1) 市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対して負担割合証を交付すること。負担割合証の返還、検認及び更新、再交付申請の手続を定めること。要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が事業者に被保険者証を提示する際には、負担割合証を添えるものとすること。（第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 関係）
- (2) 要介護認定及び要支援認定に係る更新時の有効期間に関して、現在は一部原則 6 か月、上限 12 か月となっているものを、一律に原則 12 か月、上限を 24 か

月とすること。なお、この改正は介護予防・日常生活支援総合事業が全域実施された市町村から適用されることに留意すること。(第38条、第52条及び第55条並びに整備省令附則第2条関係)

- (3) 世帯内に課税所得が145万円以上である第一号被保険者がいる場合であっても自己負担限度額を37,200円とする収入判定について、その収入の具体的な算定方法を定めるとともに、収入額申請の手続を定めること。(第83条の2の2、第83条の2の3、第97条の2及び第97条の2の2関係)
- (4) 特定入所者介護(予防)サービス費の支給要件として、現行の要件に加え、配偶者が市町村民税非課税であること並びに本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計額が2,000万円(配偶者がない場合には1,000万円)以下であることを定めること。この場合の配偶者については事実婚を含み、配偶者が行方不明となった場合、本人が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合は除くこと。(第83条の5及び第97条の3関係)
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施基準、第1号事業の基準及び対象者、第1号生活支援事業の内容、第1号事業支給費の額、第1号事業の指定事業者の指定基準、地域包括支援センターに係る情報公表及び委託方針の内容、地域ケア会議の対象者並びに住所地特例適用被保険者に対する市町村間の負担金等に係る規定を定めることその他の地域支援事業に係る規定の整備を行うこと。(第140条の62の3から第140条の72の3まで関係)
- (6) 包括的支援事業の一つに位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業について、地域における在宅医療及び介護に関する情報の把握及びその活用、在宅医療・介護連携に関する医療・介護関係者からの相談への対応や医療・介護関係者への研修等を行うことを具体的な事業内容として定めること。(第140条の62の8関係)

2 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)の一部改正

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンターの対象となる第1号訪問事業又は第1号通所事業について、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当の事業とすること。(第1条の2及び第1条の3の2関係)
- (2) 生活支援等に関する情報公表内容について、活動主体の名称、所在地、実施日、実施時間、実施する区域、生活支援等の内容、利用料その他の市町村が必要と認める情報とすること。(第1条の8の2関係)

3 施行期日

この省令は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、1の(1)、(3)及び(4)に掲げる事項は、平成27年8月1日から施行すること。(附則第1条関係)

4 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

第4 整備告示の内容

医療介護総合確保推進法による介護保険法の一部改正に伴い、関係告示について所要の規定の整備を行うものとし、平成27年4月1日（一部の規定は平成27年8月1日）から施行すること。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名
御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百二十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、並びに同法附則第七十二条及び関係法律のに基づき、この政令を制定する。

目次
第二章 關係又合的整精釋（第二卷 第二三三五三）

第二章 經過措置（第十四條—第十六條）

第一章 關係政令の整備等

第一条 医療法施行令（昭和二十二年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中〔第六条の三〕の下に「第七条第五項」を加え、「並びに第三十条の

「第三十二条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十五第一項並びに第三十条の十六第三項」に改め、同条第三項中「第三十条の十二」を「第七条第五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十五第一項及び第三十条の十六第二項」に改める。

第二条 介護保険法施行令（平成十

目次中「第三十七条の十五」を「第三十七条の十六」に改める。
第一卷「第百一五条の四」を「第百一五条の四」に改める。

第三条の見出」及び同條第一項中「及び第八条の二第二項」を削る。

第十六条第一号中「が同項に規定する百分の九十」の下に「(法第四十

第一不采第一号中「一が同様に規定する百分の二」の「一」を第四不采の二の規定が適用される場合にあつては、百分の八十。以下この条から第十八条までにおいて同じ。」を加える。

第十七條中「同條第四項」を「法第四十四条第四項」に改める。

第二十二条の二第一項中「第五十条」を「第四十九条の二」の規定が適用される場合にあつては八分の五、去第五一ミ第一項一二、「うつ」は、一二「うつ」は一二、「同上」一二、「行財付

十分の百、法第五十条第一項に、「あつては、」を「あつては」に、同条を「同項」に、市町村特例割合を「第一市町村特例割合」に改め、「得を割合」の下に「同条第二項の規定が適用され

特例割合を「第一市町村特例割合」に改め「得が割合」の下は「同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町

村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合を加え、

同条第二項中「生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者(以

下「被保護者」という。」を「被保護者」に、「次項及び第五項」を「次項、第五項から第七項まで」と改め、「第六項」を「第六項、第七項から第十項まで」と改めた。

特例割合に改め、「で除して得た割合」の下に「同条第一項の規定が適用される場合にあつて

は百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合

第八項を加え
第十項を
に改め
同項第二号中
第十九條の
第一項
第三項及び第五項

を第一項及び第二項が第七項までに第六十卷を第五十九

第二十九条の二第二項を「第二十九条の二第二項」を

て、「市町村特例割合」を「第一市町村特例割合」に。第二十九条の二を「法第六十条第二項

の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の

町村特例割合」という。を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の二第三項、第四項及び第十項に改め、同項第四号中「第三十九条の二第三項」を「第三十

九条の二の二第三項に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、同条第八項中「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「六月」を「七月」に改め、「所得税法(昭和四十年法律第三百三十五号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。」及び「地方税法(昭和二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。」を削り、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「すべて」を「全て」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「すべて」を「全て」に、「六月」を「七月」に改め、「昭和二十五年法律第二百二十六号」及び「同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十二条の三第六項第三号二、同条第七項第一号二及び同項第二号二を除き、以下同じ。」を削り、「第七項において」を「第九項において」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第三項」に改め、「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいすれかの居宅サービス等のあつた月の属する年の前年(居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項及び次項において同じ。)の所得について、第一号に掲げる額(当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額)が百四十五万円以上であるときは、第二項中三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号二及びに第七項第一号二及び第二号二並びに第二十九条の二第五項第一号において同じ。)に係る同法第三百二十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除了した金額)、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除了した金額)、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二第六項若しくは第二項、第三十五条の三第二十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。)の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該居宅サービス等があつた月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乘じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十

二万円に乗じて得た額の合計額

6 前項の規定は、要介護被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円(当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円)に満たない場合には、適用しない。

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二条の二を第二十二条の二の二とする。

第二十二条の次に次の二条を加える。

3 法第四十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。第二十九条の二第三項第一号において同じ。)の合計額が三百四十六万円(当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合は、二百八十万円)に満たない場合

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年度(当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第五項第一号、第二十二条の三第六項第三号二並びに第七項第一号二及び第二号二並びに第二十九条の二の二第五項第一号を除き、以下同じ。)を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日において生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)である場合

第二十二条の三第二項第二号及び第三号中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改め、同条第六項第三号二中「同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号二及び第二号二において同じ。」及び「同令第七条第一項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。」を削り、同条第八項中「前条第十項」を「前条第十二項」に改める。

第二十五条第一号中「が同項に規定する百分の九十」の下に「(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、百分の八十。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。)」を加える。

第二十六条中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に、「同条第四項」を「法第五十六条第四項」に改める。

第二十五条第一号中「が同項に規定する百分の九十」の下に「(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、百分の八十。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。)」を加える。

第二十六条中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に、「同条第四項」を「法第五十六条第四項」に改める。

第二十九条の二第二項中「第六十条」を「第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、法第六十条第一項」に、「あつては」を「あつては」に、「市町村特例割合」を「第一市町村特例割合」に改め、「得た割合」の下に「同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合」を加え、同条第二項中「要支援被保険者按分率」を「要支援被保険者按分率」に、「第二十二条の二(第二項第三号)」を「第二十二条の二(第二項第三号)」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「六月」を「七月」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「すべて」を「全て」に、「第二十二条の二(第二項)」を「第二十二条の二(第二項)」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「すべて」を「全て」に、「六月」を「七月」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「第二十二条の二(第二項)」を「第二十二条の二(第二項)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

二 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年(介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合は、前々年。以下この項及び次項において同じ。)の所得について、第一号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額)が百四十五万円以上であるときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百三十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該介護予防サービス等があつた月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乘じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乘じて得た額の合計額

6 前項の規定は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円(当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合には、三百八十三万円)に満たない場合には、適用しない。

二十九条の二を第二十九条の二の二とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）

第二十九条の二 法第五十九条の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる予防給付に係るサービス(以下「予防給付対象サービス」という。)のあつた日の属する年の前年(当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年。第三項において同じ。)の合計所得金額とする。

法第五十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が三百四十六万円(当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいる場合にあつては、二百八十万円)に満たない場合

二 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年(当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合は、前年度)では、前年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあつた日において被保護者である場合 第二十九条の三第三項中「前条第十項」を「前条第十二項」に改める。

第三十三条中「法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。」を削り、「(法第六十九条第一項)」を「(同項)」に改める。

第三十五条の二第六号中「昭和五十七年法律第八十号」を削る。

第三十五条の五中「及び第百十五条の二十九第九号」を「、第百十五条の二十九第九号及び第二百五十五条の四十五の九第六号」に改める。

第三十七条第一項第四号及び第五号中「規定(二)の下に「同法」」を加え、同項第七号中「法律の規定(二)の下に「同法」」を、「(二)の規定(二)の下に「同令」」を加え、同項第十一号から第十四号まで(二)の規定並びに同項第三十二号及び第二十三号中「規定(二)の下に「同法」」を加え、同項第三十二号中「規定(二)の下に「同令」」を加え、同条第二項の表建設業法施行令(昭和三十一年政令第三百七十三号)の項を削る。

同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「すべて」を「全て」に、「六月」を「七月」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「第二十二条の一第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合は、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上あると

きは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。
一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額

6
の控除対象者の数を三十三万円に乘じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乘じて得た額の合計額

生労省令で定めるところにより算定した介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合には、三百八十三万円）に満たない場合には、適用しない。
第二十九条の二を第二十九条の二の二とする。

〔介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等〕
第二十九条の二 法第五十九条の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「予防給付対象サービス」という）のあつた日の属する年の前年（当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合には、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額とする。
法第五十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。
前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一
予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全
の第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的
年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額
を控除して得た額の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者が

二 いない場合にあつては 二百八十万円)に満たない場合
　　予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年(当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあつた日において被保護者である場合 第二十九条の三第三項中「前条第十項」を「前条第十二項」に改める。

第三十三条中〔法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。〕を削り、「〔法第六十九条第一項〕を〔同項〕に改める。

第三十五条の二第六号中〔昭和五十七年法律第八十号〕を削る。

第三十五条の五中〔及び第一百五十五条の二十九第九号〕を「〔第一百五十五条の二十九第九号及び第一百五十五条の四十五の九第六号〕に改める。

第三十七条第一項第四号及び第五号中「規定〔〕の下に〔同法〕」を加え、同項第七号中「法律の規定〔〕の下に〔同法〕」を「〔〕の規定〔〕の下に〔同法〕」を加え、同項第十一号から第十四号まで規定並びに同項第十二号及び第二十三号中「規定〔〕の下に〔同法〕」を加え、同項第三十二号中「規定〔〕の下に〔同法〕」を加え、同条第二項の表建設業法施行令〔昭和三十一年政令第二百七十三号〕の項を削る。

第三十七条の十三第一項中「介護予防等事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に、「〔第一百二十二条の二第一項〕を〔第一百五十五条の四十五第一項〕」に改め、同条第二項中「〔法第一百五十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行う市町村について前項の規定を適用する場合においては当該事業を行わないこととしたならば介護給付等に要することとなる費用の額に基づいて算定するものとし」を削り、同条第三項第一号中「〔法第一百五十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行うもの（厚生労働大臣が被保険者の住み慣れた地域における自立した日常生活の支援に資するため同条第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが特に必要であると認める市町村に限り）」を「〔市町村〕に「〔介護予防等事業〕を〔介護予防・日常生活支援総合事業〕に改める。

第三十七条の十四の表以外の部分及び同表第六十九条の十四第三項の項中「〔第一百五十五条の四十六第八項〕を〔第一百五十五条の四十六第一項〕」に改める。

第五章中第三十七条の十五の次に次の二条を加える。

（住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金）

第三十七条の十六 法第一百二十四条の三の規定による負担金は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者〔法第十三条第三項に規定する住所地特例適用被保険者をいう。以下同じ。〕が入所又は入居（次項において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設〔法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。〕の所在する施設所在市町村〔法第十三条第三項に規定する施設所在市町村をいう。以下同じ。〕に対して、厚生労働省令で定めるところにより負担するものとする。

2 法第一百二十四条の三の規定により市町村が負担する額は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用のうち、次に掲げる費用の合算額とする。

一 法第一百五十五条の三第二項に規定する第一号事業支給費〔当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。〕

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

二 法第一百五十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業〔法第一百五十五条の三第一項に規定する指定事業者によるものを除く。〕に要する費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した費用〔当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。〕

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第三条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令〔平成十年政令第四百十三号〕の一部を次のよう

第五十一条第二項第四号	第五十一条第二項第一号	第五十条	第四十九条の二第三項第一号	第四十九条の二第三項第二号	第四十九条の二第三項第九号	第四十九条の二第二項第八号及び第三項	第四十九条の二第二項第四号及び第七号	第四十九条の二第一項
診療報酬	号から第三号まで	の医療	医療を	医療扶助	医療	局病院若しくは診療所又は薬局	病院若しくは診療所又は薬局	読み替える字句
介護の報酬	第四十九条の二第二項第一号	の介護	介護を	介護扶助	介護	介護機関	介護機関	読み替える字句

第二十二条の三第六項第三号二中〔同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号二及び第二号二において同じ。〕及び〔同令第七条第一項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。〕を削り、同条第八項中〔前条第十項〕を〔前条第十二項〕に改める。

第三十三条中〔法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。〕を削り、〔法第六十九条第一項〕を〔同項〕に改める。

第三十五条の二第十六号中〔昭和五十七年法律第八十号〕を削る。

(生活保護法施行令の一部改正)

第五条 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中〔第八条の二第四項〕を〔第八条の二第三項〕に改める。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして〔介護扶助に関する説替え〕を付し、同条の表を次のように改める。

(国有財産特別措置法施行令の一部改正)

第九条 国有財産特別措置法施行令(昭和二十七年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号中「介護予防通所介護若しくは」を削り、同項第二号中「又は介護予防通所定する第一号通所事業であつて老人福祉法第二十条の二に規定する厚生労働省令で定めるものによる支援に相当する支援に係る者に対する介護予防・日常生活支援」を加える。

(診療放射線技師法施行令の一部改正)

第十条 診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十四条の二」を「第二十四条の二第一号」に改める。

(社会福祉法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 次に掲げる政令の規定中「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める。

一 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第三百八十五号)第十三条第一号

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成十三年政令第二百五十号)第一条第二号

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第十二条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第二項第六号中「第二十二条の二の二第一項」を「第二十二条の二の二第一項」に改め、同項第七号中「第二十二条の二の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

第二十九条の十一の表第四百四十一条第一項の項中「第十三条第一項」を「住所地特例適用被保険者」に改め、「第一百六条の二第一項」の下に「又は第二項の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

(戦傷病者特別援護法施行令及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 次に掲げる政令の規定中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

一 戰傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第八条の二第二号

二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令(平成十六年政令第三百十号)第一条第二号

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第八条の二第三項」を「第八条の二第二項」に改める。

(歯科衛生士法施行令の一部改正)

第十五条 歯科衛生士法施行令(平成三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附則第三項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

附則第七項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正)

第十六条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成七年政令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第十四条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正)

第十七条 次に掲げる政令の規定中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改め

る。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)

二 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)第四条

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第十八条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

三百十六号の次に次の一号を加える。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十九条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第百十五条の四十五第一項第一号ニ若しくは第一号、第二項第一号から第三号まで」に改め、「掲げる事業」の下に「(同条第一項第一号ニ掲げる事業にあっては、同法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係るものを除く。)」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第二十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表以外の部分中「給付」の下に「又は事業」を加え、同表に次のように加える。

介護保険法の規定による地域支援事業(第一号事業に限る。)――利用することができる事業

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第二十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十九年政令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第四十三条の五第一項第二号中「第五十条又は第六十条第一項」に、「あつては」を「あつては」に改め、「得た割合」の下に「同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第三十六条第二号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第四十三条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第二十二条の二第一項中「に介護合算按分率」を「に介護合算按分率」に、「被保険者介護合算按分率」を「被保険者介護合算按分率」に改め、同項第四号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二第二項」に改め、同項第五号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二第二項」に改め、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第二項」に改める。

第二十二条の表第四百四十一条第一項の項中「第十三条第一項」を「住所地特例適用被保険者」に改め、「第五十五条第一項」の下に「又は第二項の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正)

第二十三条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第八条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第二十四条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二号中「指定居宅サービス事業者(訪問看護に係る指定を受けている者に限る。)、指定介護予防訪問看護に係る指定を受けている者に限る。」を「同法第二条第一項に規定する指定訪問看護事業を行つる者」に改める。

二 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)第四条

第一章 經過措置

十四条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するを(老人福祉法及び国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第十一条の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法（医療介護総合確保推進法附則第九条に規定する第三号新介護保険法をいう。以下同じ。）の規定による保険給付については、医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令

令で定める日までの間は、医療介護総合確保推進法第十六条の規定による改正後の老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）。次項において「新老人福祉法」という。第五条の二第二項及び第三項、第十条の四第一項第一号及び第二号、第二十条の二の二、第二十二条の八第四項並びに第二十一条の二の規定並びに医療介護総合確保推進法附則第五十条の規定による改正後の国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）。次項において「新国有財産特別措置法」という。第二条第三項第四号ロの規定は適用せず、医療介護総合確保推進法第十六条の規定による改正前の老人福祉法（次項において「旧老人福祉法」という。第五条の二第二項及び第三項、第十条の四第一項第一号及び第二号、第二十条の二の二、第二十二条の八第四項並びに第二十二条の二の規定並びに医療介護総合確保推進法附則第五十条の規定による改正前の国有財産特別措置法（次項において「旧国有財産特別措置法」という。）第二条第二項第四号ロの規定は、なおその効力を有する。

第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）の同項の条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険の被保険者（当該特定市町村の区域内に所在する第三号新介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設に入所し、又は入居する他の市町村（特別区を含む。第二十六条第四項において同じ。）が行う介護保険の同条第三項に規定する住所地特例適用被保険者を含む。）に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、新老人福祉法第五条の二第二項及び第三項、第十条の四第一項第一号及び第二号、第二十条の二の二、第二十条の八第四項並びに第二十一条の二の規定並びに新国有財産特別措置法第二条第二項第四号口の規定は適用せず、旧老人福祉法第五条の二第二項及び第三項、第十条の四第一項第一号及び第二号、第二十条の二の二、第二十条の八第四項並びに第二十一条の二の規定並びに旧国有財産特別措置法第二条第二項第四号口の規定は、なおその効力を有する。

（介護保険法の一部改正に伴う調整交付金等に係る経過措置）

4 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合にあつては、第三号施行日以後特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険の被保険者（当該特定市町村の区域内に所在する第三号新介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設に入所し、又は入居する他の市町村が行う介護保険の同条第三項に規定する住所地特例適用被保険者を含む。）に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、新介護保険法施行令第三条の規定、新老人福祉法施行令第一条第二号及び第三号、第二条第二号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに新国有財産特別措置法施行令第一条第五項の規定は適用せず、旧介護保険法施行令第三条の規定、旧老人福祉法施行令第一条第二号及び第三号、第一条第二号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに旧国有財産特別措置法施行令第一条第五項の規定は、なおその効力を有する。

附
則

第一 第一条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十二条の二としてする改正規定、

第五項	第四項
前項	総額から 合計額
普通調整交付金	合計額及び次条第二項の規定により各市町村に對して交付すべき額の合計額
普通調整交付金及び法第百二十二条の二第二項の規定により交付する額	総額及び法第百二十二条の二第二項の規定により交付する額の総額の合計額から

(医療介護総合確保推進法附則第十二条の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付等に関する経過措置)

(医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付等に関する経過措置) 第二十六条 医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第二条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の介護保険法施行令(以下「新介護保険法施行令」という。)第三条の規定、第六条の規定による改正後の老人福祉法施行令(第四項において「新老人福祉法施行令」という。)第一条第二号及び第三号、第二条第二号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに第九条の規定による改正後の国有財産特別措置法施行令(第四項において「新国有財産特別措置法施行令」という。)第二条第五項の規定は適用せず、第二条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の介護保険法施行令(第四項及び附則第四条において「旧介護保険法施行令」という。)第三条の規定、第六条の規定による改正前の老人福祉法施行令(第四項において「旧老人福祉法施行令」という。)第一条第二号及び第三号、第二条第一号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに第九条の規定による改正前の国有財産特別措置法施行令(第四項において「旧国有財産特別措置法施行令」という。)第二条第五項の規定は、なおその効力を有する。

同項の条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う第三号新介護保険法の規定による地域支援事業（以下「新地域支援事業」という。）については、第三条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の三、第二条第三項、第三条第三項及び第五条の二の規定は適用せず、第三条の規定による改正前の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の三、第二条第三項、第三条第三項及び第五条の二の規定は、なおその効力を有する。

4 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合にあつては、第三号施行日以後特定市町村のその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法（医療介護総合確保推進法附則第九条に規定する第三号旧介護保険法をいう。附則第三条において同じ。）第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号に掲げる事業に限る。）については、第十九条の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第四号（第三号新介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号及び同項第二号に係る部分に限る。）の規定は適用せず、第十九条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第四号（第三号旧介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

同項の条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険の被保険者（当該特定市町村の区域内に所在する第三号新介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設に入所し、又は入居する他の市町村が行う介護保険の同条第三項に規定する住所地特例適用被保険者を含む。）に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、新介護保険法施行令第三条の規定、新老人福祉法施行令第一条第二号及び第三号、第二条第二号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに新国有財産特別措置法施行令第二条第五項の規定は適用せず、旧介護保険法施行令第三条の規定、旧老人福祉法施行令第一条第二号及び第三号、第二条第二号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに旧国有財産特別措置法施行令第二条第五項の規定は、なおその効力を有する。

同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二十五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定〔同令第五項第一号の改正規定〔六月〕を「七月」に改め

第八条 船員保険法施行令の一部改正（昭和二）

項第五号中「第二十二条の二第一項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める

第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

に改め、同項第七号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)
第一号 也行ふ者准許書類合併施行令(昭二〇三一)、(昭文令第三百五十一二二ノテ)の一部を次のように改め

第二十二条の六第一項第六号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の二第二項」に正する。

に改め、同項第七号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第一項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十二条の二第三項」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 中国残留居人等の日本たる帰國の促進並ては元住帰直した中国残留居人等及び特定離婚者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

に改める。
（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険

制度並ては国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省閣僚命令に關する経過措置に関する政令の一部改正)

金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に關する法律(昭和二十三年六月三十日法律第百三十九号)一部改正の件についてこれ三つある。

第三十一条第二項第十六号中「第二十二条の二第七項」を「第二十二条の二の二第九項」に改め
る。

内閣總理大臣 安倍晋三
　　公務大臣 山本早苗

文部科学大臣 財務大臣 下村 麻生 博文 太郎

周生勞備大臣 塚嶋元久